

おっしゃられましたけれども、憲法が何たるかの立憲主義の根幹は制限規範でござります。

私は、憲法審査会の役割は、国会法に定められている憲法問題を調査する、憲法違反を含めて憲法問題を調査し、そして改正原案の審議を行うとされていいるところでござります。

このした憲法問題を議論する前提として、日本国憲法がよつて立つ根本原理である立憲主義、そ

して日本国憲法が採用する平和主義などの考え方について、各党の考え方をしつかりと確認をしておく必要があろうかと思います。

昨年の衆議院の憲法審査会の自民党的代表見解表明におきましては、近代立憲主義とは、権力の分立により、基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方というふうにおつしやられております。近代立憲主義とは、権力の分立により、権力を制限するという言葉をかたくなに使用されず、権力を分立するという言葉をされておりま

す。磯崎幹事に伺いたいんですけれども、自民党的考える立憲主義の定義とは一体何でしょうか。

また、先ほど希望の党の松沢委員におかれました規範、そしてもう一つの授権規範というふうに磯崎幹事に伺いたいんですけれども、自民党的考える立憲主義の定義とは一体何でしょうか。

磯崎幹事に伺いたいんですけれども、自民党的考える立憲主義の定義とは一体何でしょうか。

また、立憲主義について、制限規範とそして目標規範、そしてもう一つの授権規範というふうに

おっしゃられましたけれども、憲法が何たるかの立憲主義の根幹は制限規範でござりますので、それにはかの考え方を総合的に併せて立憲主義を捉えるとした瞬間に、私は、制限規範の考え方が大きく後退するおそれがあります。希望の党として、立憲主義を公党としてどのように考えていいらっしゃるのか、この場で明らかにしていただきたいと思います。

また、昨年の衆議院憲法審査会におきましては、自民党的代表幹事が同じく、日本国憲法の平和主義は、憲法改正の限界を超えるとおっしゃいました。また、先ほど磯崎幹事も、平和主義を搖るぎないものとして尊重するとおっしゃいました。では、自民党が公党として定義する憲法における平和主義とは憲法の文言のどこを指すのでしょうか。

御案内とのおり、確立した政府見解におきましては、憲法の平和主義とは九条ではなくて、その九条の法的母体である前文に書かれてある三つの文言、全世界の国民の平和的生存権を有することを確認するなどの理念といふように言われております。自民党的考える前文の平和主義というものが一体何なのかな。

また、自民党的石破議員は、九条二項の戦力を削除するというふうにされておりますけれども、最高裁の判決におきまして、九条は前文の平和主義が具体化した規定であるというふうにされ、これは政府見解ともされております。であるならば、九条二項の戦力を削除した瞬間に、その法的母体である前文も変わらなければならない。つまり、前文の削除が必要となる。これは、自民党的言われている改憲方針の、改憲の限界を超える、あるいは平和主義を搖るぎないものとして尊重するとの矛盾すると考えられますので、公党としての根本的な見解としてお示しいただきたいというふうに思います。

また、統いて、自衛隊明記の改憲がございまし

度国民をだます虚偽行為になるということになります。改正は天皇が公布することになつております。国民投票の無効訴訟も行われる暴挙となるでしょう。こうした問題について憲法審査会でしっかりと議論することをお願い申し上げます。

以上です。

し上げさせていただきたいと思います。

先ほど西田委員から、占領中に作られた憲法であります。日本を懲らしめるという目的というようなことを言わされましたけれども、先生方御案内のことより、自由選挙の下で選ばれた制定議会において、國民主権という文言、生存権、教育を受ける権利、そして男女平等のアメリカ合衆国憲法にもないような規定、人権法典の充実度に比べましてはアメリカ合衆国憲法をはるかに凌駕する、今なお世界屈指のすばらしい憲法が我が日本国憲法であると理解しております。

また、吉田茂総理の昭和二十一年の自衛権の名の下の戦争を全て放棄した趣旨の発言ですけれども、僅か四日後に、その発言の僅か四日後にそれを訂正して、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、そうした場合においても自衛権の発動を放棄したものではない、そうした趣旨に答弁を明らかにしております。また、繰り返しそうした旨の答弁、吉田茂首相の答弁についてはそういう意味だというふうに政府は説明しているわけでござります。

私の方で幹事会に議事録を提出させていただきますので、会長のお取り計らいで委員の全員にその議事録を配付いたぐりよにお願いを申し上げます。

また、昨年のこの憲法審査会の白眞歎筆頭幹事の民進党の代表意見の中で、法解釈ではない不正の手口による解釈変更とそれに基づく安保法制を放置して、我が憲法審査会が改憲の議論を行うことは絶対に許されないとの発言をしております。その趣旨について私から触れさせていただきたいと思います。

憲法九条において、法論理でない不正の手段で集団的自衛権を可能にした、これは絶対の違憲でございます。それを発動すれば、自衛隊員や国民は必ず死にます。そして、今それが安保法制の下で可能になつております。発動されてではもう手遅れでございます。あのとき、憲法審査会、衆参の憲法審査会は一体何をしていたのか。憲法審査会は一度目の発言を恐れ入ります。

○小西洋之君
私から、まず、憲法の制定起源について一言申

会は、国会法の定めで、憲法問題、違憲問題を調査する委員会でございます。そのことが、我々、国民に対し、國民の命の責任を持つてゐるということです。

またもう一つ、安保法制については、解釈変更の際に、内閣法制局に、集団的自衛権がなぜ可能なのか、その法的な審査をした資料が一枚も残っていない。前文の平和主義との関係でも、なぜ集団的自衛権が可能なのか、後方支援が可能なのか、一枚の審査資料も残っていない。そうしたことが国会答弁で明らかになつております。また、かつての参議院の本会議決議、個別の自衛権のみを九条の解釈で許すと、そつとした本会議決議とも矛盾します。

こうした議会政治のプロセスをこれでもかと全てじゅうりんして作つたのが安保法制でございます。この議会政治の破壊、立憲主義、法の支配の破壊を放置して、憲法改正の議論、憲法改正の発議をすることが我々に許されるんでしようか。そういうことを是非御議論いただきたいと思ひます。

最後に、会長に調査をお願いしたい、幹事会に諮つていただきたいんですけれども、昭和四十七年政府見解に作成当時から集団的自衛権を合憲とする九条解釈の基本的な論理が存在する、それが事実かどうか、しっかりとこの幹事会で議論をすることを是非お願いするとともに、先ほど申し上げました立憲主義と平和主義の見解について、各党の見解も幹事懇でしっかりと、幹事会で議論をする、そのことをお願いさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。